



佐賀県公報

平成19年
3月7日
(水曜日)
号外第4号

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

議会事項

◎佐賀県議会議規則の一部を改正する規則

(規則・二) 一

○規則

佐賀県議会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月七日

佐賀県議会議長 原 口 義 己

◎佐賀県議会議規則第一号

佐賀県議会議規則の一部を改正する規則

佐賀県議会議規則(昭和三十二年佐賀県議会議規則第一号)の一部を次のように改正する。

第十四条に次の一項を加える。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長名をもつて、議長に提出しなければならない。

第三十六条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条第二項中「または」を「又は」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、委員会が提出した議案は、委員会に付託しない。ただし、議会の議決で付託することができる。

第六十八条第二項中「第百九条の二第三項」を「第百九条の二第四項」に改める。

第九十七条中「第三十六条第二項」を「第三十六条第三項」に、「かかわらず」を「かかわらず、」に改める。

第一百五条中「(議案等の説明質疑および委員会付託)」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年三月七日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷